

[事案 2021-95] 予定利率遡及変更請求

・令和4年1月13日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約であることの説明を受けていないことを理由に、遡って予定利率を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年8月に終身保険（契約①）を契約し、平成5年4月に三大疾病保障定期保険（契約②）を契約した後、同年9月に契約①を終身保険（契約③）に転換し、平成7年10月に契約③を三大疾病保障定期保険（契約④）に転換し、平成9年11月に契約②と契約④を終身保険（契約⑤）に転換したが、以下等の理由により、契約⑤に契約①の予定利率を適用してほしい。

- (1) 契約③および契約④への転換に際して、当時の募集人から、「契約①は、料率が高いものであるから転換してはいけない。」と何度も言われていたため、転換されていたことは知らなかった。
- (2) 契約⑤への転換に際して、それまでとは別の募集人に、転換ではなく減額の相談をしていたため、転換されていたことは知らなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各転換手続で説明に用いられた募集資料には、従前の保険契約を転換して新規の保険契約を締結すること等が記載されている。
- (2) 転換の際には、転換制度の説明資料を交付して説明しているため、申立人は、転換であること、予定利率が変わることを認識したうえで契約している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換契約であることの説明を受けていないことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。